

事 務 連 絡  
平成 29 年 12 月 22 日

各都道府県消防防災主管課 御中

消防庁消防・救急課

### 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長について

本日、平成 30 年度税制改正の大綱が閣議決定されましたが、船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置については、その適用期限を 3 年延長し、平成 32 年度までとすることとされました。

つきましては、道府県にあっては、貴道府県内の市町村（指定都市、市町村が加入する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の消防本部及び財政主管課、東京都にあっては東京消防庁及び主計部財政課、特別区の財政主管課並びに市町村の消防本部及び財政主管課に対し、周知いただくようお願いします。

**【連絡先】**

消防・救急課 山並  
TEL:03-5253-7522  
e-mail:syozai@soumu.go.jp

平成 30 年度税制改正の大綱（抜粋）  
～消防庁要望事項関連～

（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）

四 消費課税

5 租税特別措置等

（地方税）

〔延長・拡充等〕

〈軽油引取税〉

- (4) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を 3 年延長する。

# 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

## 1 目的

災害時の消防活動は、国民の安心・安全を確保するために極めて重要な役割を果たすものであるが、大規模災害時の消防活動に支障をきたさないようにするため、消防用の船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税を免除する特例措置により、必要な軽油の量を確保する。

## 2 特例措置の延長

消防用の船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税が平成30年度から平成32年度までの間においても免除されるもの

### 特例措置の事務フロー

免税額：1キロリットルにつき  
3万2,100円

